

入札のお知らせ

秋田市西部市民サービスセンター等に飲料水自動販売機を設置し運営する事業者を入札により決定するので、次のとおり入札参加希望者を公募する。

令和7年2月6日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に関する事項

(1)入札名	秋田市西部サービスセンター等自動販売機設置場所貸付公募型指名競争入札			
(2)貸付場所 および 最低落札 価格 ※物件番号西 部2の売り上 げ実績から予 定価格を設定	物件 番号	貸付場所 台数	貸付 面積	予定価格(年額・税抜) ※最低落札価格
	西部1	秋田市西部市民サービスセンター2階 1台	各1.21㎡ 程度	11,100円
	西部2	秋田市勝平地区コミュニティセンター内 1台		16,700円
(3)貸付期間	令和7年4月1日から令和10年3月31日まで(3年間)			
(4)入札参加 要件	<p>① 法人にあっては、秋田市内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては、秋田市内で営業を営んでいること。</p> <p>② 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する3年以上の経験を有し、令和5年度および令和6年度において全て誠実に業務を履行した実績を有すること。</p> <p>③ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。</p> <p>④ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。</p> <p>⑤ 秋田市暴力団排除条例(平成24年秋田市条例第10号)第2条に規定する暴力団および暴力団員に該当しないことならびにこれらのものと密接な関係を有する者でないこと。</p> <p>⑥ 市税に滞納がないこと。</p>			
(5)入札参加申込み				
受付期間	令和7年2月6日(木)から令和7年2月14日(金)まで (午前9時から午後5時まで)			
受付場所	秋田市新屋扇町13番34号			

	秋田市西部市民サービスセンター 地域支援担当
(6)指名(非指名)通知	令和7年2月18日(火)までにファクシミリで通知
(7)入札	
日時	令和7年2月20日(木)午後1時30分
場所	秋田市新屋扇町13番34号 秋田市西部市民サービスセンター3階 大会議室
入札保証金	入札金額(入札書に記載予定の金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額)の100分の5以上(1円未満切捨て)とする。 ただし、秋田市財務規則(平成9年秋田市規則第37号)第109条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は免除する。
(8)契約日	入札日から7日以内に契約
(9)設置場所の確認	設置場所を確認する場合は、午前9時から午後5時までの間に、受付担当の承諾を得て行うこと。

2 注意事項

(1) 入札参加申込みについて

本入札に参加を希望する者は、令和7年2月14日(金)までに、次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 入札参加申込書

イ 法人にあっては法人登記簿(履歴事項全部証明書)の写し、個人にあっては住民票の写し

ウ 納税証明書(市税に未納がない旨を証する完納証明書。直近年度のものに限る。)

※秋田市役所で発行したもの。写しでも可。

エ 誓約書(令和5年度および令和6年度における実績を確認できる契約書等の写し添付)

オ アおよびエの様式については、秋田市ホームページから入手すること。

カ 申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

キ 各証明書等については、いずれも発行後3か月以内のものを提出すること。

(2) 指名および非指名の通知について

ア 入札参加希望者のうち、入札参加要件を満たしている者に指名通知する。

- イ 提出された申込書等の審査結果により、指名されない場合がある。その者には非指名通知により、その旨を通知する。
- ウ 指名通知および非指名通知は、ファクシミリで行う。

(3) 入札について

- ア 秋田市財務規則を遵守の上、入札に参加すること。
- イ 入札書に記載する入札金額は、貸付場所における1年間の貸付料の金額を記載すること。また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ウ 落札者は予定価格以上をもって有効な入札を行った者のうち、最高価格の入札を行った者とする。
- エ 代表者が入札行為の権限を代理人に委任する際は、委任状を入札時に提出すること。なお、入札書には、代理人の印を押印すること。

(4) その他

- ア 入札、契約上の条件等については、「秋田市西部市民サービスセンター等自動販売機設置事業者募集要項」を確認すること。

3 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問合せ先
秋田市西部市民サービスセンター 地域支援担当
電話 018-888-8080